

●農業共済組合模範定款例の基準〔昭和38年12月27日38農経B第4054号〕

改正 昭和39年5月11日39農経B第2131号、40年7月26日40農経B第2431号・7月29日40農経B第2660号、41年4月13日41農経B第1482号、42年1月20日42農経B第161号、43年4月5日43農経B第1068号・4月18日43農経B第1220号、44年2月12日44農経B第339号、45年4月16日45農経B第1029号、46年12月25日46農経B第2930号、48年2月15日48農経B第212号・4月18日48農経B第730号、49年2月8日49農経B第201号、50年5月31日50農経B第528号、51年12月1日51農経B第3153号、53年7月7日53農経B第261号、54年2月24日54農経B第530号・3月27日54農経B第770号・11月29日54農経B第3434号、55年5月12日55農経B第1289号・8月4日55農経B第2169号・11月29日55農経B第3593号、56年3月3日56農経B第389号・3月17日56農経B第884号・9月7日56農経B第2629号、57年1月25日57農経B第113号・4月23日57農経B第1196号、58年9月27日58農経B第2553号、60年11月1日60農経B第3335号、62年2月20日62農経B第413号、63年4月27日63農経B第1035号、平成元年10月3日元農経B第2685号、2年6月8日2農経B第1321号、3年4月1日3農経B第873号、5年7月30日5農経B第1968号・10月8日5農経B第2376号、6年1月11日5農経B第3528号・4月18日6農経B第1198号、7年3月28日7農経B第921号・11月1日7農経B第2938号、11年2月3日11農経B第192号・4月21日11農経B第1160号、12年6月12日12農経B第1231号、13年1月5日13農経A第1768号、14年1月11日13経営第5253号、14年4月1日13経営第7020号、14年7月1日14経営第1907号、15年3月31日14経営第7337号、16年1月9日15経営第5367号、29年7月31日29経営第1215号

〇〇村（市区町）農業共済組合定款

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 組織

第1節 組合員（第8条～第16条）

第2節 総代会又は総会（第17条～第35条）〔第2節 総会（第17条～第32条）〕

第3節 役員及び職員（第36条～第51条）

第3章 財務（第52条～第60条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この組合は、組合員が不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんしてその農業経営の安定を図るため、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき共済事業を行なうことを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、〇〇村（市区町）農業共済組合という。

（備考）

特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）にあつては、この条を次の例により規定すること。

第2条 この組合は、〇〇県（都道府）農業共済組合という。

（区域）

第3条 この組合の区域は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（市区町）の区域とする。

（備考）

特定組合にあつては、この条を次の例により規定すること。

第3条 この組合の区域は、〇〇県（都道府）の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 この組合の事務所は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（市区町）に置く。

（事業）

第5条 この組合は、次に掲げる種類の事業を行うものとする。

- (1) 農作物共済
- (2) 家畜共済
- (3) 果樹共済
- (4) 畑作物共済
- (5) 園芸施設共済
- (6) 任意共済（建物共済及び農機具共済に限る。）

（備考）

法第85条第2項後段の規定により農作物共済を行わない組合にあつては第1号を、同条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済を行わない組合にあつては第2号を、果樹共済を行わない組合にあつては第3号を、畑作物共済を行わない組合にあつては第4号を、園芸施設共済を行わない組合にあつては第5号を、任意共済事業の全部又は一部を行わない組合にあつては第6号中不要の部分を、それぞれ削ること。

（事業年度）

第6条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（公告の方法）

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもつて組合員に通知し又は〇〇新聞に掲載するものとする。

第2章 組 織

第1節 組 合 員

（組合員の資格）

第8条 この組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者でこの組合の区域内に住所を有するもの（農業共済資格団体（法第15条第1項第8号の農業共済資格団体をいう。以下同じ。）にあつては、その構成員のすべてがこの組合の区域内に住所を有するもの）とする。

- (1) 水稻、陸稻又は麦の耕作の業務を営む者（水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が10アール以上である者に限る。）
- (2) 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者

- (3) 果樹共済のうち収穫共済について共済規程に掲げる共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが30アール以上である者又は法第84条第1項第4号の特定収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごとに当該収穫共済の救済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の10に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者であつて、当該収穫共済の共済目的の種類たる果実の栽培面積が30アール以上である者に限る。）
- (4) 果樹共済のうち樹体共済について共済規程に掲げる共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の樹体共済の共済目的の種類等の栽培面積のいずれかが30アール以上である者に限る。）
- (5) 畑作物共済について共済規程に掲げる共済目的の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該農作物又は蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが30アール以上である者又は法第150条の6第1項第2号の特定畑作物共済にあつては畑作物共済の共済目的の種類ごとに当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者であつて、当該畑作物共済の共済目的の種類たる農作物の栽培面積が30アール以上である者又は共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量のいずれかが0.25箱以上である者に限る。）
- (6) 園芸施設共済について共済規程に掲げる共済目的の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあつては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が5アール以上である者に限る。）
- (7) 建物又は農機具を所有する者で農業を営むもの
- (備考)
- 1 第1号、第3号若しくは第4号、第5号又は第6号中「10アール」、「30アール」、「0.25箱」又は「5アール」とあるのを10アール（北海道にあつては、30アール）を下らず第8条第1号から第3号までに掲げる面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内の面積、5アールを下らず30アールを超えない範囲内の面積、5アールを下らず30アールを超えない範囲内（北海道にあつては、30アールを下らず1ヘクタールを超えない範囲内）の面積、0.25箱を下らず2箱を超えない範囲内の掃立量又は2アールを下らず5アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。
 - 2 法第85条第2項の規定により共済事業の一部廃止を行う場合又は同項後段の規定により農作物共済自体を行わない場合であつても、第1号をこのまま存置する

こと。

- 3 法第85条第10項において準用する同条第2項の規定により共済事業の一部廃止を行う場合又は同条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない組合にあつては、第2号を削ること。
- 4 第3号及び第4号は、果樹共済を行う組合についての規定である。果樹共済を行わない組合又は収穫共済若しくは樹体共済のいずれかを行わない組合にあつては、これらの号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 5 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん又はぶどうをその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする組合にあつては、第3号中「栽培面積」の下に「(主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培される〇〇〇の栽培面積にあつては、当該栽培面積に2を乗じて得た面積。次号において同じ。)」を加えること。
- 6 災害収入共済方式による収穫共済を行わない組合にあつては、第3号中「又は法第84条第1項第4号の特定収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごとに当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年において法第120条の10に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者であつて、当該収穫共済の共済目的の種類たる果実の栽培面積が30アール以上である者」を削ること。
- 7 第5号は、畑作物共済を行う組合についての規定である。畑作物共済において蚕繭を共済目的としない組合にあつては、この号中蚕繭に係る規定を削り、畑作物共済を行わない組合にあつては、この号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 8 災害収入共済方式による収穫共済を行わない組合にあつては、第5号中「又は法第150条の6第1項第2号の特定畑作物共済にあつては畑作物共済の共済目的の種類ごとに当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者であつて、当該畑作物共済の共済目的の種類たる農作物の栽培面積が30アール以上である者」を削ること。
- 9 第6号は、園芸施設共済を行う組合についての規定である。園芸施設共済を行わない組合にあつては、この号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 10 第7号は建物又は農機具を共済目的として任意共済を行う組合についての規定である。任意共済の全部又は一部を行わない組合にあつては、この号を削る等所要の手直しを行うこと。

(当然加入)

第9条 水稻、陸稻若しくは麦の耕作の業務を営む者で前条の規定により組合員たる資

格を有するものは、すべてこの組合の組合員となる。ただし、その営む第1号から第3号までに掲げる農作物ごとの当該業務の規模が、いずれも当該各号に掲げる基準に達していない者については、この限りでない。

(1) 水稻 ○アール

(2) 陸稲 ○アール

(3) 麦 ○アール

(備考)

1 法第85条第2項の規定により共済事業の一部廃止を行なう組合にあつては、各号列記の部分中、共済目的の種類としないものを削る等所要の手直しを行なうこと。

2 各号列記の部分中「○アール」には、当該組合の区域に適用される法第16条第1項ただし書の規定により都道府県知事が定めた基準を記入すること。

(任意加入)

第10条 第8条の規定により組合員たる資格を有する者は、申込みにより、この組合に加入することができる。ただし、この組合が正当な理由によりその加入を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の加入の申込みは、申込書を提出してしなければならない。

3 第1項の規定により、この組合に加入の申込みをした者は、この組合がその者の申込みに対して承諾をした日の翌日からこの組合の組合員となる。

(新規開田地等についての特例)

第11条 昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地又はその日において現に耕地である土地であつて、その日前3年間に於いて水稻の耕作が行なわれたことのないもの（以下「新規開田地等」という。）において行う水稻の耕作は、第8条第1項第1号及び第9条ただし書の規定の適用については、その耕作を行う者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、〇〇県（都道府）知事が、その者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行う水稻の耕作については、この限りでない。

(1) 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和44年3月31日以前にその造成が完了したものを除く。）において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

(2) 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作を行わなかつたことにより法第150条の2第1項第2号に掲げる耕地に該当することとなつた耕地において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

(3) 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

(4) 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他やむをえない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこ

ととなつたこと。

(5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

(組合員の議決権及び選挙権)

第12条 組合員は、各1個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、「並びに役員及び総代」とあるのは「及び役員」と改めること。

(組合員名簿)

第13条 この組合に、次の各号に掲げる事項を記載した組合員名簿を備える。

(1) 組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）及び住所（農業共済資格団体にあつては、その代表権を有する者の住所。以下同じ。）並びに次条第1項の通知があつたときはその場所

(2) 加入の年月日

(3) 共済目的の種類（家畜共済にあつては法第115条第1項に規定する共済目的の種類を、園芸施設共済にあつては共済目的をいう。以下同じ。）

(組合員に対する通知又は催告)

第14条 この組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所にあててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(脱退)

第15条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

2 組合員は、前項の事由によるほか、共済関係の全部の消滅（この組合が解散した場合を除く。）によつて脱退する。ただし、第1号に掲げる組合員にあつては法第85条の4第5項の規定による解散後の清算の終了まで、第2号に掲げる組合員にあつては当該果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して1年を経過する日までは、脱退をしないものとする。

(1) 法第85条の4第2項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員

(2) 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第85条の4第2項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員

3 組合員でこの組合との間に共済関係の存しないもの（前項ただし書の規定により脱退をしないものとされた組合員及びこの組合の解散後その清算の終了に至るまでの組合員を除く。）は、申出により脱退をすることができる。

(備考)

果樹共済において共済事故の一部除外を認めない組合にあつては、第2項中「当該果樹共済、畑作物共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、同項第2号中「果樹共済、

畑作物共済」とあるのは「畑作物共済」と改めること。

(きよ出金の払い戻し)

第16条 この組合は、組合員が脱退したときは、当該事業年度末においてその組合員が納付したきよ出金に相当する金額を払いもどすものとする。

第2節 総代会又は総会

(総代会の設置)

第17条 この組合に、総代会を設ける。

2 総代会は、総会に代わるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代の選挙
- (2) 解散の議決
- (3) 総代会が役員を総会又は総会外において選挙する旨の議決を行なった場合における当該選挙
- (4) その他総代会が総会において議決することを適当と認めた場合

(備考)

役員を選任の方法で選ぶ組合にあつては、第2項第3号中「又は総会外において選挙」とあるのは「において選任」と、・当該選挙」とあるのは「当該選任」と改めること。

(総代の選挙)

第18条 総代の定数は、〇〇人とし、附属書役員・総代選挙規程で定めるところにより、組合員が総会又は総会外において組合員のうちから選挙するものとする。

2 総代は、各1個の議決権及び役員の選挙権を有する。

3 総代には、第42条から第44条までの規定を準用する。

(備考)

- 1 総代の定数については、30人以上で組合の実態に応じて規定すること。
- 2 役員を選任の方法で選ぶ組合にあつては、第1項中「附属書役員・総代選挙規程」とあるのは「附属書総代選挙規程」と改め、第3項に後段として次の例により加えること。

この場合において、第43条中「役員選任規程第5条」とあるのは、「総代選挙規程第1条」と読み替えるものとする。

(理事の総代会の招集)

第19条 理事は、毎事業年度1回4月又は5月に、通常総代会を招集する。

2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総代会を招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総代が、総代総数の5分の1以上の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したとき。
 - (3) 組合員が第44条第1項の規定により役員の改選を請求したとき。
- 3 理事は、前項第2号の請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(監事の総代会の招集)

第20条 次の各号に掲げる場合には、監事が総代会を招集する。

- (1) 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないとき。
- (2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総代会に報告するため必要と認めたとき。

(総代会の議決事項)

第21条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。ただし、これらの事項につき第17条第2項第4号の規定により総代会が総会において議決することを適当と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 定款の変更
- (2) 共済規程の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- (5) 借入金（一時借入金を除く。）の方法、利率及び償還方法
- (6) 合併
- (7) 役員の報酬
- (8) 清算人の選任
- (9) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

(備考)

特定組合にあつては、第6号を次のように改め、同号の次に第6号の2として次のように規定すること。

(6) 建物共済に係る共済事業によつて負う共済責任の法第145条第2項において準用する同条第1項の規定による全国共済農業協同組合連合会への付保の方法

(6の2) 農林漁業保険審査会の審査の申立て又は訴えの提起

(総代会招集の通知)

第22条 総代会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を総代に通知して行なうものとする。

(議決事項の制限)

第23条 総代会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

第24条 総代会は、総代の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 前項に規定する総代の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総代会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。ただし、第27条に規定する議決についてはこの限りでない。

(議長)

第25条 議長は、総代会において総代会に出席した総代の中から総代がこれを選任する。

2 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

第26条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

第27条 第21条第1号及び第6号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(備考)

特定組合にあつては、「及び第6号」を削ること。

(続行又は延期)

第28条 総代会の会日は、総代会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総代会には、第22条の規定を適用しない。

(総代会における書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第29条 総代は、総代会において第22条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもつて議決権又は選挙権を行なおうとする総代は、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印のうえ、総代会の会日の前日までにこの組合に提出してしなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議決権を行使できない場合)

第30条 総代は、総代会においてこの組合と当該総代との関係について議決を行なう場合においては、当該議決について議決権を有しない。

(議事録の作成)

第31条 総代会においては、会議の議事録を作り、これに議長及び議長の指名した出席者2名以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

(総会の招集)

第32条 理事は、第17条第2項各号に掲げる場合には、総会を招集する。

2 総会には、第19条第2項及び第3項、第20条並びに第22条から前条までの規定を準用する。この場合において、第27条中「第21条第1号及び第6号」とあるのは「第17条第2項第2号並びに同項第4号の規定により総会に付議されることとなつた場合における第21条第1号及び第6号」と読み替えるものとする。

(備考)

特定組合にあつては、第2項中「及び第6号」を削ること。

(書類の備置き及び閲覧)

第33条 理事は、定款、共済規程、総代会及び総会の議事録、組合員名簿並びに総代名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第34条 理事は、通常総代会の会日から1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第1項に掲げる書類を通常総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(総代会・総会議事運営規則)

第35条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総代会又は総会の議事の運営に関し必要な事項は、総代会・総会議事運営規則で定める。

2 前項の総代会・総会議事運営規則は、総代会又は総会において定める。

第2節 総 会

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第2節をこのように規定すること。

(理事の総会の招集)

第17条 理事は、毎事業年度1回4月又は5月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 組合員が総組合員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

(3) 組合員が、第44条第1項の規定により役員の改選を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事の総会招集)

第18条 次の各号に掲げる場合には、監事が総会を招集する。

(1) 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないとき。

(2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

(総会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 共済規程の変更

(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

(5) 借入金（一時借入金を除く。）の方法、利率及び償還方法

(6) 役員の報酬

(7) 解散又は合併

(8) 清算人の選任

(9) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

(総会招集の通知)

第20条 総会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を組合員に通知して行なうものとする。

(議決事項の制限)

第21条 総会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

第22条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 前項に規定する組合員の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。ただし、第22条に規定する議決については、この限りでない。

(議長)

第23条 議長は、総会において総会に出席した組合員の中から組合員がこれを選任する。

2 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

第24条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

第25条 第19条第1号及び第7号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(続行又は延期)

第26条 総会の会日は、総会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第20条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第27条 組合員は、総会において第20条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもつて議決権又は選挙権を行なおうとする組合員は、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印のうえ、総会の会日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議決権を有しない場合)

第28条 組合員は、総会においてこの組合と当該組合員の関係について議決を行なう

場合においては、当該議決については議決権を有しない。

(議事録の作成)

第29条 総会においては、会議の議事録を作り、これに議長及び議長の指名した出席者2人以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

(書類の備置き及び閲覧)

第30条 理事は、定款、共済規程、総会の議事録及び組合員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第31条 理事は、通常総会の会日から1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第1項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(総会議事運営規則)

第32条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会議事運営規則で定める。

2 前項の総会議事運営規則は、総会において定める。

第3節 役員及び職員

(役員の定数)

第36条 この組合に、次の役員を置く。

(1) 理 事 ○人

(2) 監 事 ○人

2 前項第1号の理事の定数のうち少なくとも○人は、組合員（法人及び農業共済資格団体たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員及び組合員たる農業共済資格団体の代表者を含む。）でなければならない。

(備考)

1 役員の定数については、理事5人以上、監事2人以上で各組合の事業の実態に応じて規定すること。

2 第2項中「○人」は、理事の定数の4分の3に相当する数（当該数に端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）を記入すること。

(役員の選挙)

第37条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 総代会が役員を総会又は総会外において選挙する旨の議決を行なつたときは、前項の規定にかかわらず、総会又は総会外において役員選挙を行なうものとする。

3 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員・総代選挙規程で定める。

(備考)

1 総代会を設けない組合は、この条を次の例により規定すること。

(役員の選挙)

第34条 役員は、附属書役員選挙規程の定めるところにより、組合員が総会又は総会外において選挙する。

- 2 役員を選任の方法で選ぶ組合で総代会を設けているものにあつては、この条を次の例により規定すること。

(役員の選任)

第34条 役員は、総代が総代会において選任する。

- 2 総代会が役員を総会において選任する旨の議決を行なつたときは、前項の規定にかかわらず、総会において役員の選任を行なうものとする。
- 3 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。
- 3 役員を選任の方法で選ぶ組合で総代会を設けないものにあつては、この条を次の例により規定すること。

(役員の選任)

第34条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより、組合員が総会において選任する。

(組合長及び副組合長)

第38条 理事は、組合長及び副組合長各1人を互選するものとする。

- 2 組合長は、この組合を代表し、その業務を総理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を掌理する。
- 4 組合長に事故があるとき又は欠けたときは、副組合長がその職務を代理し、又はその職務を行い、組合長及び副組合長に事故があるとき又は欠けたときは、理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(備考)

専務理事を置く組合にあつては、次の例により規定すること。また常務理事を置く組合にあつては、「専務理事」とあるのを「常務理事」と改めること。

(組合長、副組合長及び専務理事)

第35条 理事は、組合長、副組合長及び専務理事各1人を互選する。

- 2 組合長は、この組合を代表し、その業務を総理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を掌理する。
- 4 専務理事は、組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を掌理する。
- 5 組合長に事故があるとき又は欠けたときは、副組合長がその職務を代理し、又はその職務を行い、組合長及び副組合長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、専務理事にも事故があるとき又は欠けたときは、理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(理事会)

第39条 この組合の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総代会又は総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定

- (3) 役員の選挙に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事その他の職員の任免に関する基本的事項
- (6) 余裕金の運用に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第17条第2項又は第21条の規定により総会又は総代会に付議すべき事項を除く。）

（備考）

- 1 総代会を設けない組合にあつては、第2号中「総代会又は」を削り、第7号かつこ書を「（第14条第2項又は第18条の規定により総会に付議すべき事項を除く。）」と改めること。
- 2 役員を選任の方法で選ぶ組合にあつては、第3号中「選挙」とあるのを「選任」と改めること。

第40条 理事会は、組合長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。
- 3 理事会の議長は、組合長とする。
- 4 前各号に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。
- 5 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

（監事の職務）

第41条 監事は、次の職務を行なう。

- (1) この組合の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総代会及び〇〇県（都道府）知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総代会を招集すること。
- 2 監事は、少なくとも毎事業年度2回前項第1号及び第2号の監査を行ない、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は、監事監査規則で定める。
- 4 前項の監事監査規則は、監事が定め、総代会の承認を受けるものとする。

（備考）

総代会を設けない組合にあつては、第1項、第2項及び第4項中「総代会」とあるのは「総会」と改めること。

（役員の任期）

第42条 役員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 2 定数の補充又は第44条第1項の規定による改選により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員の残任期間とする。ただし、全員の改選により就任した役員の任期については、3年とし、就任の日から起算する。
- 3 役員の数、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。

第43条 役員は、その任期満了前に、附属書役員・総代選挙規程第1条第2号から第4

号までに掲げる者となつたときは、退任する。

(備考)

「役員・総代選挙規程第1条」とあるのは、総代会を設けない組合で役員を選挙の方法で選ぶものにあつては「役員選挙規程第1条」と、役員を選任の方法で選ぶ組合にあつては「役員選任規程第5条」と改めること。

(役員の改選)

第44条 役員は、総組合員の5分の1以上の請求により、任期中でも総代会においてこれを改選することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

3 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があつたときは、この組合は、総代会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項及び第4項中「総代会」とあるのは「総会」と改めること。

(役員の義務及び責任)

第45条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程及び総代会又は総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、この組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項中「総代会又は総会」とあるのは「総会」と改めること。

(役員の兼職禁止)

第46条 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と相兼ねてはならない。

(監事の代表権)

第47条 この組合が理事と契約をするときは、監事がこの組合を代表する。この組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(役員の報酬)

第48条 役員には報酬を支給する。

(参事その他の職員)

第49条 この組合に参事その他の職員を置く。

- 2 参事の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。
- 3 職員（参事を除く。）の任免は、組合長が理事会の承認を得て行なう。
- 4 参事は、理事会の決定により、事務所において、この組合の事業に関する一切の業務を理事に代わつて行なう権限を有する。
- 5 職員は、参事の指揮を受けて、この組合の事務に従事する。

（備考）

参事を置かない組合にあつては、第1項中「参事その他」を削り、第2項を削り、第3項中「(参事を除く。)」を削り、第4項を削り、第5項中「参事」とあるのは「組合長」又は「専務理事」等に改めること。

（参事の解任請求）

第50条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 3 前項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。
- 4 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

（備考）

参事を置かない組合にあつては、この条を削る。

（職員の給与及び退職給与金）

第51条 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

- 2 職員が退職するときは、この組合は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。
- 3 この組合は、前項の退職給与金に充てるため、前項の職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給与金引当金を積み立てるものとする。
- 4 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、組合長が理事会の承認を経て定め、更に総代会の承認を受けるものとする。

（備考）

総代会を設けない組合にあつては、第4項中「総代会」とあるのは「総会」と改めること。

第4章 財 務

（勘定区分）

第52条 この組合の会計は、次の勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
- (2) 家畜共済に関する勘定
- (3) 果樹共済に関する勘定
- (4) 畑作物共済に関する勘定
- (5) 園芸施設共済に関する勘定

(6) 任意共済（農機具更新共済を除く。以下この章において同じ。）に関する勘定

(7) 農機具更新共済に関する勘定

(8) 業務の執行に要する経費に関する勘定

(備考)

実施しない共済事業のある組合にあつては、当該勘定を削除する等所要の手直しを行うこと。

(支払備金の積立て)

第53条 この組合は、毎事業年度の終りにおいて、支払備金として、次の金額から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

(1) 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

(2) 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

(備考)

特定組合にあつては、この条中「〇〇県（都道府）農業共済組合連合会」とあるのは「政府」と改めること。

(責任準備金の積立て)

第54条 この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、共済責任期間が翌事業年度にわたる共済について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てるものとする。

(1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係るものについては、当該事業年度の共済掛金の合計金額から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会への支払保険料の額及び共済金の仮渡額（〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額を差し引く。）を差し引いて得た金額

(2) 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済に係るものについては、当該事業年度の共済掛金の合計金額から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いて得た金額中まだ経過しない責任期間に対する金額（任意共済について、まだ経過しない責任期間に係る前納共済掛金等がある場合は、その金額）

(3) 農機具更新共済に係るものについては、前号に掲げるもののほか、当該事業年度の共済掛金の合計金額から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いて得た金額のうち、共済責任の終了及び満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額

2 前項第2号のまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割によつて計算する。

3 第1項第3号の金額は、当該責任期間がその始期の属する月の16日から始まったものとみなして、責任期間中の予定利息を加味して計算する。

(備考)

1 実施しない共済事業のある組合又は共済責任を保留しない共済事業のある組合にあつては、当該共済事業に係る規定を削除する等所要の手直しを行うこと。

2 なつみかん、指定かんきつ若しくはパインアップルをその行う収穫共済におい

てその共済目的の種類とする組合又はさとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあつては、第1項中「翌事業年度」の下に「又は翌翌事業年度」を加えること。

- 3 特定組合にあつては、第1項第1号中「〇〇県（都道府）農業共済組合連合会への支払保険料」とあるのは「政府への支払保険料」と、「〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額」とあるのは「政府から受けた保険金の仮渡額」と改め、同項第2号を次のように改め、同号の次に第3号として次のように規定すること。

(2) 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済に係るものについては、当該事業年度の共済掛金の合計金額から、家畜共済又は園芸施設共済にあつては政府への支払保険料の額を差し引いて得た金額中、まだ経過しない責任期間に対する金額、任意共済にあつては共済掛金の額（建物共済にあつては法第145条第2項の規定により付された全国共済農業協同組合連合会の共済に係る支払共済掛金に充てられた額を差し引いて得た金額）中まだ経過しない責任期間に対する金額

(3) 農機具更新共済に係るものについては、前号に掲げるもののほか、当該事業年度の共済掛金のうち、共済責任の終了又は満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額及びまだ経過しない責任に係る前納共済掛金等の金額

- 4 特定組合にあつては、第54条の2として次のように規定すること。

（きよ出金払いもどし準備金）

第54条の2 この組合は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）による廃止前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号。以下「廃止前基金法」という。）第46条第1項の規定により徴収したきよ出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和46年法律第79号）による改正前の基金法（以下「旧基金法」という。）第47条第1項及び第2項の規定により徴収した特別きよ出金の額とを合計して得た額から会員が廃止前基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどしたきよ出金に相当する金額と会員が旧基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどした特別きよ出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額（以下「きよ出金払いもどし対象額」という。）の100分の10に相当する金額に達するまで、毎事業年度、きよ出金払いもどし対象額の100分の1に相当する金額以上の金額をきよ出金払いもどし準備金として積み立てるものとする。

（不足金てん補準備金の積立て）

第55条 この組合は、第52条第1号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剰余金中当該各号に掲げる金額を当該勘定に係る法第101条の準備金（以下「不足金てん補準備金」という。）として積み立てるものとする。

- (1) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第1の算式により算出される金額（その算出される金額が農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）（以下「規則」という。）第22条第1項第1号の農林水

産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第1次限度額」という。)未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額(第52条第1号の勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として総代会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。)の3分の2に相当する金額(その金額が第1次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、附録第2の算式により算出される金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額)

(2) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第1次限度額以上第1次限度額の2倍に相当する金額未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の3分の1に相当する金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額

2 この組合は、第52条第2号、第5号、第6号又は第7号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

3 この組合は、第52条第3号の勘定にあつては、果樹区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額(当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、果樹区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総代会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。)の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積を立てるものとする。

4 この組合は、第52条第4号の勘定にあつては、畑作物区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額(当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、畑作物区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総代会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。)の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

(備考)

1 総代会を設けない組合にあつては、第1項第1号、第3項及び第4項中「総代会」とあるのは「総会」と改めること。

2 第2項から第4項までの規定中「2分の1」とあるのは2分の1を超える割合に改めてよい。

3 実施しない共済事業にある組合又は共済責任を保留しない共済事業のある組合にあつては、当該共済事業に係る規定を削除する等所要の手直しを行うこと。

4 特定組合にあつては、第3項中「果樹区分」とあるのは「果樹共済保険区分」と、第4項中「畑作物区分」とあるのは「畑作物共済保険区分」と改めること。

(不足金てん補準備金の共済金支払への充当)

第56条 この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

- 2 この組合は、園芸施設共済について、共済金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金の金額をその支払に充てるものとする。
- 3 この組合は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。
- 4 この組合は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

(備考)

- 1 実施しない共済事業のある組合又は共済責任を保留しない共済事業のある組合にあつては、当該共済事業に関する規定を削除する等所要の手直しを行うこと。
- 2 家畜共済について、共済金額の削減を行う組合にあつては、第2項に当該共済事業に係る規定を加える等所要の手直しを行うこと。
- 3 特定組合にあつては、第3項中「果樹区分」とあるのは「果樹共済保険区分」と、第4項中「畑作物区分」とあるのは「畑作物共済保険区分」と改めること。

(特別積立金の積立て)

- 第57条 この組合は、第52条第1号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
- 2 この組合は、第52条第2号、第5号、第6号又は第7号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
 - 3 この組合は、第52条第3号の勘定について、果樹区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
 - 4 この組合は、第52条第4号の勘定について、畑作物区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

(備考)

- 1 実施しない共済事業のある組合又は共済責任を保有しない共済事業のある組合にあつては、当該共済事業に係る規定を削除すること。
- 2 特定組合にあつては、第3項中「果樹区分」とあるのは「果樹共済保険区分」と、第4項中「畑作物区分」とあるのは「畑作物共済保険区分」と改めること。

(特別積立金の取崩し)

- 第58条 この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 2 この組合は、園芸施設共済について、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、

不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

- 3 この組合は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該果樹区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 4 この組合は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該畑作物区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 5 この組合は、第52条第1号から第7号までの勘定ごとに、毎事業年度、不足金てん補準備金の金額を不足金の補てんに充て、なお不足を生ずる場合には、特別積立金を不足金の補てんに充てることができるものとする。
- 6 この組合は、総代会の議決を経て、特別積立金を法第95条後段に規定する費用並びに法第96条及び法第96条の2第1項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。
- 7 この組合は、共済目的の種類別の農作物共済、果樹無事戻区分別の果樹共済、畑作物無事戻区分（規則第23条の2第5項に規定する畑作物無事戻区分をいう。）別の畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の区分ごとに、特別積立金を無事戻金の支払に充てるものとする。
- 8 この組合は、前各項に規定する場合のほか、総代会の議決を経て、特別積立金をこの組合の行う共済事業に関し必要な費用として農林水産大臣の定める費用の支払に充てることができるものとする。

（備考）

- 1 実施しない共済事業のある組合又は共済責任を保留しない共済事業のある組合にあつては、当該共済事業に係る規定を削除すること。
- 2 家畜共済について、共済金額の削減を行う組合にあつては、第2項に当該共済事業に係る規定を加える等所要の手直しを行うこと。
- 3 家畜共済について、無事戻しを行う組合にあつては、第7項に当該共済事業に係る規定を加える等所要の手直しを行うこと。
- 4 総代会を設けない組合にあつては、第6項及び第8項中「総代会」とあるのは「総会」に改めること。
- 5 特定組合にあつては、第3項中「果樹区分」とあるのは「果樹共済保険区分」と、第4項中「畑作物区分」とあるのは「畑作物共済保険区分」と改めること。

（業務勘定の残金の繰延べ）

- 第59条 この組合は、第52条第8号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

（備考）

果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない組合にあつては、この条中「第8号」とあるのは「第7号」等と改めること。

(余裕金の運用)

第60条 この組合の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

- (1) 総代会において定めた金融機関への預貯金
- (2) 総代会において定めた信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣の指定する有価証券の保有
- (4) 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

2 前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項第1号及び第2号中「総代会」とあるのは「総会」と改めること。

附 則

- 1 この定款は、昭和39年2月1日から施行する。
- 2 この定款第91条、第94条、第108条、第111条、第187条、第191条、第193条及び第194条第3項から第5項の規定は、昭和39年4月1日から適用するものとし、昭和39年3月31日以前については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第123条、第126条第1項、第127条第1項及び第2項、第128条並びに第129条の規定の例によるものとする。
- 3 この定款第85条から第90条まで、第92条、第102条から第107条まで及び第109条の規定は、水稻、陸稻及び蚕繭については昭和39年産のものから、麦については、昭和40年産のものから適用するものとし、昭和38年以前の年産の水稻、陸稻及び蚕繭並びに昭和39年以前の年産の麦については、なお旧定款第10条、第11条、第16条、第16条の2及び第25条の規定の例によるものとする。
- 4 この定款第188条から第190条まで、第192条、第194条第1項及び第2項、第195条並びに第196条の規定は、昭和39事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理から適用するものとし、昭和38事業年度以前の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理については、なお旧定款第123条の2から第125条の4までの規定の例によるものとする。
- 5 削除〔昭和43年農経B1068号〕
- 6 この定款の施行の際現に旧定款の規定によりこの組合と組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その組合員の営むこの定款第7条第1号又は第2号の業務の区分によりこの定款の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又はそのいずれか一の共済関係として、この組合と組合員との間に引き続き存するものとする。
- 7 この定款の施行の際現に存する旧定款第24条（旧定款第51条、第78条、第89条の2、第89条の11及び第99条において準用する場合を含む。）に規定する権利の時効については、なお従前の例による。
- 8 この組合は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第125条（第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を

含む。)の規定により積み立てられた不足金てん補準備金の金額のうち同条第1号に掲げる共済事業の区分に係る金額を総代会の議決を経て同号の共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総代会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第187条第1号の勘定に係る不足金てん補準備金として蚕繭共済及び家畜共済にあつてはそれぞれ当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同条第2号及び第3号の勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、「総代会」とあるのは「総会」に改めること。

- 9 この組合は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第125条の2(第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。)の規定により積み立てられた無事もどし積立金の金額のうち旧定款第125条第1号に掲げる共済事業の区分に係る金額を農作物共済及び蚕繭共済ごとに旧定款第127条第2項に規定する区分の方法の例により区分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該区分に係る金額を総代会の議決を経て共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第187条第1号の勘定に係る無事もどし積立金として、蚕繭共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該区分に係る金額を同条第2号の勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、「総代会」とあるのは「総会」に改めること。

- 10 この組合は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第125条の3(第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。)の規定により積み立てられた特別積立金の金額のうち旧定款第125条第1号に掲げる共済事業の区分に係る金額を総代会の議決を経て同号の共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総代会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第187条第1号の勘定に係る特別積立金として、蚕繭共済及び家畜共済にあつては、それぞれ当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同条第2号又は第3号の勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、「総代会」とあるのは「総会」に改めること。

- 11 この組合は、当分の間、第58条第1項の規定による共済事業のほか、〇〇〇農業共済組合連合会の委託を受けて、〇〇〇農業共済組合連合会が果樹保険臨時措置法(昭和42年法律第93号)に基づいて行なう果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、保険料若しくは申込証拠金の受理若しくは返還、果実の生産数量の調査、果

実の品質の調査、保険目的の譲受による権利義務の承継の承諾の申請の受理、指定災害及び損害の発生通知の受理、保険証券の交付、保険料返還の請求の受理又は保険金の支払に係る事務を行なうことができる。

(備考)

- 1 この項は、果樹保険臨時措置法第14条第2項の規定に基づき、当分の間、農業共済組合連合会の委託を受けて、当該農業共済組合連合会の行なう果樹保険に係る事務を行なう組合についての規定である。
- 2 組合が、果樹保険臨時措置法及び同法に基づく命令の施行に伴い、定款を変更する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則

この定款の変更は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。

附 則〔昭和42年1月20日42農経B第161号〕

- 1 この定款の変更は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の日の属する共済掛金期間の満了の時（その時まで当該共済目的たる家畜が変更後の定款（以下「新定款」という。）第117条の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。
- 3 前項の死廃病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が同項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、当該組合員に払い戻すものとする。
- 4 前項の規定により払い戻す共済掛金は、新定款の規定により払い込むべき共済掛金と相殺するものとする。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する生産共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 6 新定款第58条第3項の規定は、この定款の変更の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅した場合に準用する。
- 7 この定款の変更の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜で当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係に係る家畜共済に付されたものについての新定款第58条第2項第5号及び第6号の適用については、当該共済関係に係る共済責任は、当該死廃病傷共済の共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。
- 8 この定款の変更の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜（新定款第124条第1項各号の一に該当するに至る2年以上前から引き続き当該死廃病傷共済に付されていたものに限る。次項において同じ。）を当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係に係る家畜共済に付する場合には、同項の規定を適用しない。
- 9 この定款の変更の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜につき当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係が開始した場合には、新定款第124条第2項の規定は適用しない。
- 10 この定款の変更の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜については、次の

各号の場合には、新定款第135条本文の規定は適用しない。

(1) 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した共済関係に係る死廃病傷共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。

(2) 当該家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該死廃病傷共済に付されており、かつ、当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き当該共済事故に係る家畜共済に付されたものである場合。

附 則〔昭和43年4月農経B第1068号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この定款の変更の施行の際現に変更前の規定によりこの組合と組合員との間に存するこの定款第3章第5節に規定する建物共済の共済関係以外の任意共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日以後も引き続き存するものとする。ただし、この組合と当該組合員が協議して別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 4 前項の規定によりこの組合と組合員との間に存する更新任意共済の共済関係に係る財務及び会計については、なお従前の例による。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係に係る共済責任期間の満了の日の翌日に共済掛金の払込みを受けた場合には、この定款第149条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その払込みを受けた日の午前零時から始まるものとする。

【備考】

組合が、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和43年農林省令第67条）の施行に伴い、定款を変更する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和44年2月12日44農経B第339号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。ただし、改正後の附録第1は、昭和43事業年度の決算に係る剰余金の処分から適用する。
- 2 この定款の変更の際現にこの組合が改正後の定款第197条第1項第3号に掲げる方法以外の方法（同期第1号及び第2号に掲げる方法を除く。）により運用している余裕金については、この組合は、当該方法につき定められている期限までは、同号の規定にかかわらず、引き続き当該方法により運用することができる。

（備考）

組合が、昭和44年3月31日以前にこの定款の変更を議決する場合には、総会又は総代会において、次のような附帯決議をすること。

昭和44年3月31日以前にこの定款の変更につき〇〇〇知事の認可があつた場合には、この項中「当該方法につき定められている期限」とあるのは「昭和44年3月31日（当該方法につき期限の定めがある場合には、当該期限）」とする。

附 則〔昭和45年4月16日45農経B第1069号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 改正後の定款第62条第1項の規定は、この定款の変更の施行の日の前日以後に到来する払込期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した払込期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則〔昭和46年12月25日46農経B第2930号〕

- 1 この定款の変更は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第8条、第58条第1項、第60条第4項、第80条第2項、第85条第1項、第87条第1項、第90条、第93条、第95条、第96条第1項、第97条、第98条第1項及び第2項、第99条第1項、第100条、第101条第1項、第103条、第104条第2項、第105条並びに第107条第4項の改正に係る部分の規定は、同年2月1日から施行する。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第80条第2項、第85条第1項、第87条第1項、第90条及び第93条の規定は、水稻及び陸稲については昭和47年産のものから、麦については昭和48年産のものから適用するものとし、昭和46年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和47年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第80条第2項、第85条第1項、第87条第1項、第90条及び第93条の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 3 新定款第8条、第58条第1項、第60条第4項、第95条、第96条第1項、第97条、第98条第1項及び第2項、第99条第1項、第100条、第101条第1項、第103条、第104条第2項、第105条並びに第107条第4項の規定は、昭和47年産の蚕繭から適用するものとし、昭和46年以前の年産の蚕繭については、なお旧定款第8条、第58条第1項、第60条第4項、第95条、第96条第1項、第97条、第98条第1項及び第2項、第99条第1項、第100条、第101条第1項、第103条、第104条第2項、第105条並びに第107条第4項の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 4 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金については、なお従前の例による。
- 5 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和46年法律第79号）による改正前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号）第47条第1項の規定により納付された特別きよ出金は、新定款第198条の適用については、農業共済基金法第46条第1項の規定により納付されたきよ出金とみなす。

附 則〔昭和48年2月15日農経B第212号〕

この定款の変更は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則〔昭和48年4月18日農経B第730号〕

この定款の変更は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則〔昭和49年2月8日49農経B第201号〕

この定款の変更は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、改正後の第107条第1項の規定は、昭和49年産の蚕繭から適用する。

附 則〔昭和50年5月31日50農経B第528号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 改正後の定款第145条の15第1項の規定は、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし及びももについては昭和51年産のものから、なつみかんについては昭和52年産のものから適用するものとし、昭和50年以前の年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし及びもも並びに昭和51年以前の年産のなつみかんについては、なお改定前の定款第145条の15第1項の規定の例によるものとする。

(備考)

うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし又はももをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

【備考】

組合が、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第30号）及び同法に基づく命令の施行等に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和51年12月1日51農経B第3153号〕

- 1 この定款の変更は、昭和52年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ次の各号に掲げる日から施行する。
 - (1) 第58条第1項第2号、第97条、第100条、第101条、第104条、第107条及び第108条の改正に係る部分の規定 昭和51年12月1日
 - (2) 第7条、第58条第1項第3号及び同条第2項第6号、第71条、第91条、第94条、第108条、第111条、第112条、第118条、第120条、第123条、第126条、第128条、第129条、第133条、第137条、第145条の16、第145条の20、第192条から第195条まで、第197条並びに付録第1号及び第2号 昭和52年4月1日

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第85条、第87条、第88条、第90条、第90条の2及び第93条の規定は、水稻及び陸稲については昭和52年産のものから、麦については昭和53年産のものから適用するものとし、昭和51年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和52年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第85条、第87条、第88条、第90条及び第93条の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 3 新定款第58条、第97条、第100条、第101条、第103条、第104条及び第107条の規定は、昭和52年産の蚕繭から適用するものとし、昭和51年以前の年産の蚕繭については、なお旧定款第58条、第97条、第100条、第101条、第103条、第104条及び第107条の規定の

例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 4 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する共済金額及び共済金については、なお従前の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 5 新定款第145条の5の2、第145条の7及び第145条の11の規定は、この定款の変更の施行後に共済責任期間の開始する収穫共済に関する果樹から適用するものとし、この定款の変更の施行前に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹については、なお旧定款第145条の7及び第145条の11の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

【備考】

組合が、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和53年法律第57号）及び同法に基づく政省令等が施行されることに伴い、定款の一部を変更する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和54年2月24日54農経B第520号〕

- 1 この定款の変更は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和48年法律第79号。以下「臨時措置法」という。）の廃止の際現に存する変更前の定款（以下「旧定款」という。）第6章の規定に基づく畑作物共済の共済契約及び旧定款第7章の規定に基づく園芸施設共済の共済契約に係る共済事業については、なお従前の例による。
- 3 臨時措置法の廃止の際現に存する昭和54年産の農作物に係る旧定款第6章の規定による畑作物共済の共済契約については、前項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の共済契約の成立の時に変更後の定款（以下「新定款」という。）の規定による畑作物共済の共済関係が成立したものとみなして、新定款の規定を適用する。この場合において、当該畑作物共済の共済契約は、その成立の時にさかのぼって消滅するものとする。
- 4 前項の規定により成立したものとみなされる畑作物共済の共済関係に係る単位当たり共済金額は、新定款第145条の32第2項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の共済目的の種類等（改正後の農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の14第1項の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。）に係る収穫物の単位当たり価額に相当する額として農林水産大臣が定める金額を限度とし、かつ、前項に規定する畑作物共済の共済契約により共済契約者が支払うべき純共済掛金の10分の7に相当する金額をその者が支払うべき当該共済関係に係る組合員負担共済掛金に相当する金額が超えないようにこの組合が定める金額とする。ただし、共済契約者が、新定款第145条の32第2項で定める金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、この限りではない。

(備考)

- 1 臨時措置法に基づく畑作物共済及び園芸施設共済を行っていない組合にあつては、第2項から第4項までを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 臨時措置法に基づく園芸施設共済のみを行っている組合及び臨時措置法に基づく畑作物共済を行っている組合であつて臨時措置法の廃止の際昭和54年産の農作物に係る臨時措置法の規定による畑作物共済の共済契約が存しない組合にあつては、第2項中「以下「臨時措置法」という。」を削り、第3項及び第4項を削ること。

【備考】

組合が、農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令の一部を改正する政令（昭和54年政令第41号）及び同政令の制定に伴う関係省令等が施行されることに伴い、定款の一部を変更する場合

附 則〔昭和54年3月27日54農経B第770号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

組合が、昭和54年11月29日農林水産省告示第1690号（農業災害補償法第106条第6項の規定に基づき蚕期に応じて主務大臣が定める区分を定める件の一部を改正する件）が施行されることに伴い、定款の一部を変更する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和54年11月29日54農経B第3434号〕

この定款の変更は、〇〇県（都府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

組合が、農業共済組合連合会規範定款例等の一部改正について（昭和55年5月12日付け55農経B第1289号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和55年5月12日55農経B第1289号〕

- 1 この定款の変更は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物総合共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。ただし、組合員がその建物総合共済の共済関係に係る共済責任期間のうちまだ経過しない期間（以下「未経過共済責任期間」という。）について、地震等による災害を共済事故とする旨の申出をし、この組合がその申出を承諾し、かつ、当該組合員等が附則第5項の共済掛金の差額を払い込んだ場合においては、当該共済関係に係る未経過共済責任期間につき、改正後の定款の規定を適用する。
- 3 前項の承諾には、改正後の定款第148条の規定を準用する。
- 4 この組合は附則第2項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る共済関係に係る共済掛金の増額をするものとする。
- 5 組合員は、この組合が前項の規定により共済掛金の増額をしたときは、附則第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して2週間以内に当該未経過共済責任期間に対する共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。

- 6 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金の差額の払込みを受けたときは、この組合は、あらためて附則第2項の申出があつたものとみなして取り扱うものとする。

【備考】

組合が、農業共済組合規範定款例の基準等の一部改正について（昭和55年8月4日付け55農経B第2169号農林水産事務次官依命通達）の施行に従い、定款の一部を改正する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則〔昭和55年8月4日55農経B第2169号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

組合が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和55年法律第31号）及び同法に基づく省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和55年11月29日55農経B第3593号〕

- 1 この定款の変更は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 改正後の定款第58条、第97条、第101条、第104条、第107条及び第110条の規定は、昭和56年産の蚕繭から適用するものとし、昭和55年以前の年産の蚕繭については、なお改正前の定款第58条、第97条、第101条、第104条、第107条及び第110条の規定の例による。

【備考】

組合が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和55年法律第31号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を変更する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和56年3月3日56農経B第389号〕

- 1 この定款の変更は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第107条の規定は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金の規定については、なお従前の例による。
- 3 変更後の定款第7条、第58条、第145条の2、第145条の4、第145条の8から第145条の13まで、第145条の15及び第145条の17から第145条の19までの規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお変更前の定款第7条、第58条、第145条の2、第145条の4、第145条の8から第145条の13まで、第145条の15及び第145条の17から第145条の19までの規定の例による。
- 4 変更後の第145条の53の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお変更前の第145条の53の規定の例による。

【備考】

組合が、農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令（昭和56年政令第27号）が施行されることに伴い、定款の一部を変更する場合には、次の

例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和56年3月17日56農経B第884号〕

この定款の変更は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則〔昭和56年9月7日56農経B第2629号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

附 則〔昭和57年1月25日57農経B第113号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款第87条第2項の規定は、水稻及び陸稻については昭和57年産のものから、麦については昭和58年産のものから適用するものとし、昭和56年以前の年産の水稻及び陸稻並びに昭和57年以前の年産の麦については、なお変更前の定款第87条第2項の規定の例による。

【備考】

組合が、農業共済組合連合会規範定款例等の一部改正について（昭和58年9月27日付け58農経B第2553号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和58年9月27日58農経B第2553号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則〔昭和60年11月1日60農経B3335号〕

- 1 この定款の変更は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第58条第1項第6号、第102条、第104条、第105条、第106条、第111条、第145条の28、第145条の30、第145条の31、第145条の32及び第145条の38の改正規定 昭和60年12月1日
 - (2) 第58条第1項第2号、第85条、第87条、第88条、第89条、第94条、第145条の2、第145条の5の2、第145条の7、第145条の9、第145条の10、第145条の11、第145条の12、第145条の13、第145条の14及び第145条の20の改正規定 昭和61年2月1日

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削除する等所要の手直しを行うこと。

- 2 変更後の第58条第1項第3号及び第2項第7号、第112条、第113条、第114条第1項第2号、第115条、第118条、第120条第3項、第125条第1項、第126条、第129条、第130条第2項及び第3項、第130条第1項、第135条第1項第4号並びに第145条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- （備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削除する等所要の手直しを行うこと。

- 3 変更後の第145条の44の2、第145条の51、第145条の52及び第145条の61の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用

し、同日前に共済掛金期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

【備考】

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削除する等所要の手直しを行うこと。

附 則〔昭和62年2月20日62農経B第413号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の第145条の46第3項の規定は、昭和62年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお変更前の第145条の46第3項の規定の例による。

【備考】

昭和62年4月1日以後に都道府県知事の定款の変更の認可を受ける組合にあつては、第2項中「昭和62年4月1日」を「この定款の変更の施行の日」に改める等所要の手直しを行うこと。

附 則〔昭和63年4月27日農経B第1035号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

組合が、農業共済組合連合会規範定款例等の一部改正について（平成元年10月3日付け元農経B第2685号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔平成元年10月3日元農経B第2685号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則〔平成2年6月8日2農経B第1321号〕

この定款の変更は〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

組合が、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成5年法律第35号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔平成5年7月30日5農経B第1968号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年産の水稻、陸稲及び麦から適用するものとし、平成5年以前の年産の当該農作物については、なお従前の例による。

【備考】

組合が、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成5年法律第35号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔平成5年10月8日5農経B第2376号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 蚕繭共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年産の蚕繭から適用するものとし、

平成5年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

- 3 果樹共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年2月1日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。
- 4 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、次項の規定が適用される場合を除き、平成5年11月1日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。
- 5 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、さとうきびについては平成7年産のものから適用するものとし、平成6年以前の年産のものについては、なお従前の例による。
- 6 園芸施設共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

附 則〔平成6年1月11日5農経B第3528号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年4月1日から適用する。

【備考】

組合が、農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正について（平成6年4月18日付け6農経B第1198号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔平成6年4月18日6農経B第1198号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、次項の規定が適用される場合を除き、平成6年12月1日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第145条の29の規定は、平成7年産のさとうきびから適用するものとし、平成6年以前の年産のものについては、なお従前の例による。

【備考】

組合が、農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正について（平成7年11月1日付け7農経B第2938号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔平成7年11月1日7農経B第2938号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成8年2月1日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。

附 則〔平成11年2月3日11農経B第192号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の

変更の施行日の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

【備考】

組合が、農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正について（平成11年2月3日付け11農経B第192号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔平成11年4月21日11農経B第1160号〕

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成12年産の麦から適用するものとし、平成11年以前の年産のものについては、なお、従前の例による。

【備考】

組合が、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）並びに同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔平成12年6月12日12農経B第1231号〕

（備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 1 この定款の変更は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第58条第1項第1号、第60条、第84条第1項第11号並びに第2項第2号及び第3号、第85条第2項、第86条第11号、第87条、第90条、第90条の〇並びに第93条の規定は、水稻及び陸稲については平成12年産のものから、麦については平成13年産のものから適用するものとし、平成11年以前の年産の水稻及び陸稲並びに平成12年以前の年産の麦については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第58条第1項第3号及び第2項、第71条第4項、第120条、第129条第5項、第130条第1項並びに第143条の規定は、平成12年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第7条第6号、第58条第1項第6号、第77条、第145条の21から第145条の24まで、第145条の26から第145条の31まで、第145条の33及び第145条の35から第145条の38までの規定は、平成13年産の蚕繭から適用するものとし、平成12年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

（備考）

12年産の蚕繭に関して、単位当たり共済金額等の従前の例によらず規定する必要がある組合にあつては、この項にただし書で規定すること。

- 5 平成13年度から平成15年度までの間における蚕繭に係る畑作物共済の組合員等ごとの各共済関係についての変更後の第145条の38の規定の適用については、平成12年度以前の年度において共済責任期間が満了した当該組合員ごとの蚕繭共済の各共済関係を平成12年度以前の年度における当該組合員ごとの当該畑作物共済に係る各共済関係とみなす。
- 6 変更後の第145条の51の規定は、平成12年4月1日以後に共済責任期間の開始する園

芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

- 7 変更後の第62条第2項及び第3項の規定は、平成12年4月1日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。

【備考】

組合が、中央省庁等改革に伴う農林水産省経済局関係通知の整備について（平成13年1月5日付け12農経A第1768号農林水産事務次官依命通知）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則〔平成13年1月5日12農経A第1768号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

（備考）

特定組合にあっては、次の例により附則を設けること。

- 1 この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の第188条第1項の規定は、平成〇〇事業年度から適用し、〇事業年度以前については、なお従前の例による。

附 則〔平成14年1月11日13経営第5253号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、平成14年1月11日から適用する。

附 則〔平成14年4月1日13経営第7020号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則〔平成14年7月1日14農経第1907号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

附 則〔平成15年3月31日14農経第7337号〕

この定款の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。ただし、第300条第1項第4号の変更規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則〔平成16年1月9日15経営第5367号〕

- 1 この定款の変更は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 変更後の農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 変更後の収穫共済に係る規定は、平成17年産（農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号）による改正後の法第84条第1項第4号の政令で指定する果樹のうち規則で定めるもの（以下「なつみかん等」という。）にあっては、平成18年産）の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用し、平成16年（なつみかん等にあっては、平成17年）以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従

前の例による。

- 5 変更後の畑作物共済に係る規定は、平成16年産（ばれいしょ、さとうきび、茶及び蚕繭（以下「ばれいしょ等」という。）にあつては、平成17年産） から適用し、平成15年（ばれいしょ等にあつては、平成16年）以前の年産の農作物及び平成16年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 6 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する 園芸施設共済については、なお従前の例による。
- 7 変更後の任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する任意共済については、なお従前の例による。

付録第1〔第55条関係〕

$$3 S (q_1 - P_1) (1 - r)$$

Sは、当該事業年度にその共済責任期間が開始する当該共済目的の種類（以下「対象農作物」という。）に係る総共済金額

q_1 は、対象農作物に係る農作物通常標準被害率

P_1 は、対象農作物に係る農作物通常共済掛金標準率

rは、対象農作物に係る農作物通常責任保険歩合

(備考)

農作物共済の共済事故等による種別が二以上存する組合にあつては、付録第1を次のように規定すること。

$$3 \sum S (q_1 - P_1) (1 - r)$$

Sは、当該事業年度にその共済責任期間が開始する共済目的の種類に係る農作物共済の共済事故等による種別（以下「対象農作物区分」という。）ごとの総共済金額

q_1 は、対象農作物区分に係る農作物通常標準被害率

P_1 は、対象農作物区分に係る農作物通常共済掛金標準率（法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定した地域において行う農作物共済の共済目的たる水稻に係るものにあつては、当該水稻に係る農作物共済掛金標準率に当該水稻に係る法第86条第2項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率から当該水稻に係る農作物異常共済掛金標準率に当該水稻に係る法第124条第1項第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率を、当該農作物通常共済掛金標準率から差し引いて得た率。）

rは、対象農作物区分に係る農作物通常責任保険歩合

(備考)

特定組合にあつては、付録第1を次のように規定すること。

$$3 S (q_1 - P_1)$$

Sは、当該事業年度にその共済責任期間が開始する当該共済目的の種類（以下「対象

農作物」という。)に係る総共済金額

q_1 は、対象農作物に係る農作物通常標準被害率

P_1 は、対象農作物に係る農作物通常共済掛金標準率

(備考)

農作物共済の共済事故等による種別が二以上存する組合にあつては、付録第1を次のように規定すること。

$$3 \sum S (q_1 - P_1)$$

S は、当該事業年度にその共済責任期間が開始する共済目的の種類に係る農作物共済の共済事故等による種別（以下「対象農作物区分」という。）ごとの総共済金額

q_1 は、対象農作物区分に係る農作物通常標準被害率

P_1 は、対象農作物区分に係る農作物通常共済掛金標準率（法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定した地域において行う農作物共済の共済目的たる水稻に係るものにあつては、当該水稻に係る農作物共済掛金標準率に当該水稻に係る法第86条第2項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率から当該水稻に係る農作物異常共済掛金標準率に当該水稻に係る法第124条第1項第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率を、当該農作物通常共済掛金標準率から差し引いて得た率）

付録第2〔第55条関係〕

$$\frac{1}{2} (L_1 - F_1) + \frac{1}{3} Su$$

L_1 は、当該事業年度の当該共済目的の種類に係る第1次限度額

F_1 は、当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額

Su は、当該事業年度の当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額

【定款附属書】

〇〇農業共済組合役員・総代選挙規程

(備考)

1 総代会を設けない組合にあつては、題名中「役員・総代」とあるのを「役員」に改めること。

2 役員について選挙にかえ選任の方法をもつて選出する組合にあつては、題名中「役員・総代」とあるのを「総代」に改め、以下必要な条文の整理を行なうこと。

(被選挙権者)

第1条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権のできない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙の場所)

第2条 選挙は、総会若しくは総会外又は総代会において行なうものとする。ただし、総代の選挙は総代会において行なうことができない。

2 選挙を総会外で行なうときは、附表第1に掲げる投票区、投票所及び開票所を設けて行なうものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項中「総会若しくは総会外又は総代会」とあるのは「総会又は総会外」に改め、同項ただし書を削ること。

(選挙区制)

第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行なうものとする。

2 前項の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の数は、附表第2で定める。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第3条を削り、以下1条ずつ条文を繰り上げる

こと。

(選挙の期日)

第4条 任期の満了による選挙は、当該任期の満了の日の60日前から7日前までの間に行なう。

2 第19条の規定による再選挙又は第21条の規定による補欠選挙は、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なう。

(選挙の通知及び公告)

第5条 この組合は、総会又は総代会において選挙を行なう場合には選挙期日の10日前までに、総会外において選挙を行なう場合には選挙期日の20日前までに、各組合員又は各総代に選挙の通知をし、かつ、5日前までに選挙の公告をするものとする。

2 前項の通知及び公告には、選挙の期日、投票の開始及び終了の時間、投票すべき場所並びに選挙する理事、監事又は総代の数を記載するものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項中「総会又は総代会」とあるのを「総会」に改め、「又は各総代」を削り、第2項中「理事、監事又は総代」とあるのを「理事又は監事」に改めること。

(役員の立候補等)

第6条 組合員でなければ理事若しくは監事に立候補し、又は理事若しくは監事の候補者を推薦することができない。

2 理事又は監事に立候補しようとする者は、選挙期日の公告のあつた日から選挙期日の3日前までの間に、その旨を書面をもつてこの組合に届け出なければならない。

3 理事又は監事の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもつてこの組合に届け出なければならない。

4 理事の候補者となつた者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となつた者は、同時に理事の候補者となることができない。

- 5 この組合は、理事又は監事の候補者となつた者（以下「役員の候補者」という。）の住所及び氏名、理事又は監事の別並びに立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日総会若しくは総代会の会場又は投票所に掲示するものとする。
- 6 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなつた場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもつてこの組合に届け出なければならない。
- 7 第5項の公告のあつた日以後において前項の届出があつた場合には、この組合は、直ちにその旨を公告するものとする。

（備考）

総代会を設けない組合にあつては、第5項中「総会若しくは総代会」とあるのを「総会」に改めること。

（総代の立候補等）

第7条 前条の規定は、総代の立候補又は推薦に準用する。

（備考）

総代会を設けない組合にあつては、第7条を削り、以下1条ずつ条文を繰り上げること。

（選挙管理者等）

第8条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、組合長が理事会の議決により、組合員の中から本人の承諾を得て、それぞれ指名する。

2 第2条第2項の規定により投票区を設けたときは、前項の投票管理者及び投票立会人は、投票区ごとにこれを指名するものとする。

3 選挙管理者は開票管理者を、選挙立会人は開票立会人をそれぞれ兼ねることができる。

4 役員の候補者及び総代の候補者は、選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

（備考）

総代会を設けない組合にあつては、第4項中「役員の候補者及び総代の候補者」とあるのを「役員の候補者」に改めること。

（投票管理）

第9条 投票管理者は、投票立会人の立会いのうえ、投票を管理し、投票の終了の時間において投票を締め切り、投票箱を封印して投票立会人とともに記名押印し、開票所において開票管理者に引き渡さなければならない。

（開票管理）

第10条 開票管理者は、前条の規定による投票箱の引渡しを受けたときは、遅滞なく開票所において、開票立会人の立会いのうえ、投票箱を開き、投票を点検し、投票の効力を決定して、得票者の氏名及び得票数を選挙管理者に報告しなければならない。

（選挙管理）

第11条 選挙管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人の立会いの

うえ、その報告を調査し、各人の得票数を計算し、当選者を決定する。

- 2 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙終了後遅滞なく、それぞれの担当したところに従ってその次第を記載した選挙録、投票録及び開票録を作成し、これにそれぞれの立会人とともに署名又は記名押印し、選挙録には当選人及び平均当選得票数（選挙すべき理事、監事又は総代の数でそれぞれの有効投票の総数を除して得た数をいう。以下同じ。）の6分の1以上の得票数を得た者で当選人とならなかったものの名簿を、投票録には投票者名簿を、開票録には有効無効に区別した投票紙をその他関係書類とともに添えてこの組合に提出しなければならない。
- 3 第8条第3項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねている場合には、開票に関する次第は、選挙録中にあわせて記載することができる。
- 4 第2項の規定により提出のあつた書類は、少なくとも当該選挙にかかる役員又は総代の任期満了まで、組合において保存しなければならない。

（備考）

総代会を設けない組合にあつては、第2項中「理事、監事又は総代」とあるのを「理事又は監事」に改め、第4項中「役員又は総代」とあるのを「役員」に改めること。

（選挙の方法）

第12条 選挙は、投票により行なうものとし、投票は、理事、監事又は総代ごとに、組合員1人につき1票とする。

- 2 前項の投票は、所定の投票用紙に被選挙人1名の氏名を自書して無記名とするものとする。
- 3 組合員は、候補者以外の者に投票することができる。
- 4 身体の故障又は文盲により、被選挙人の氏名を記載することができない選挙人は、第2項及び第15条第8号の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。
- 5 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する被選挙人1人の氏名を記載させ、他の1人をこれに立会わせなければならない。

（備考）

1 総代会を設けない場合にあつては、第1項中「理事、監事又は総代」とあるのを「理事又は監事」に改めること。

2 無投票当選制を採用する組合にあつては、・被選挙人」とあるのを「候補者」と改め、第3項を削り、第1項に次のただし書を加えること。

ただし、候補者が選挙すべき当該理事、監事又は総代の定数以内であるときは、投票は行わない。

（投票できない場合）

第13条 投票管理者が第9条の規定により投票を締め切つたときは、その後に投票することはできない。

- 2 組合員名簿に記載されていない者は、投票することができない。
- 3 選挙権を有する者であつて選挙の通知を受けず、又は自己の氏名が組合員名簿に記

載されていないものは、第5条に規定する選挙期日の公告の日から選挙の期日の前日までの間に、この組合に申し出なければならない。

4 前項の申出があつたときは、選挙の通知又は組合員名簿の記載があつたものとみなす。

(投票の拒否)

第14条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

(無効投票)

第15条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの（職業、身分又は敬称の類を記入したものを除く。）
- (3) 被選挙人が何者であるかを確認し難い氏名を記入したもの
- (4) 被選挙権のない者の氏名を記入したもの
- (5) 1 投票中に被選挙人2人以上の氏名を記入したもの
- (6) 総代の選挙にあつては、当該選挙区に住所を有しない被選挙人の氏名を記入したもの
- (7) 第19条の規定による再選挙又は第21条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつている者の氏名又は現に役員若しくは総代である者の氏名を記載したもの
- (8) 被選挙人の氏名を自書しないもの

(備考)

- 1 総代会を設けない場合にあつては、第6号を削り、第7号中「役員若しくは総代」とあるのを「役員」に改め、第7号以下を1号ずつ繰り上げること。
- 2 無投票当選制を採用する組合にあつては、「被選挙人」とあるのを「候補者」と改めること。

(当選人)

第16条 有効投票（総代の選挙にあつては、選挙区ごとの有効投票。以下同じ。）の最多数を得た者以下所定の員数（組合員以外の理事の場合は、定数の4分の1）までの者を当選人とする。ただし、平均当選得票数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じ場合には、選挙管理者は、選挙立会人の立会いのうえ、くじで定めるものとする。

3 理事と監事の選挙が同時に行なわれた場合において、役員の候補者が、理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者が候補者である方に当選したものとみなす。

(備考)

- 1 総代会を設けない場合にあつては、第1項中「(総代の選挙にあつては、選挙区ごとの有効投票。以下同じ。)」を削ること。
- 2 無投票当選制を採用する組合にあつては、第3項を次の例により規定すること。
- 3 第12条第1項ただし書の規定により投票を行わなかつた場合は、当該候補者

を当選人とする。

(当選人決定の通知及び公告)

第17条 当選人が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を発した日から5日以内に当選を承諾する旨を記載した書面の提出がないときは、この組合は、当選人が当選を辞したものとみなす。

3 前項の場合、当選人が被選挙権を失い、若しくは死亡した場合又は法第142条の7の規定による当選の取消しがあつた場合には、選挙管理者は、直ちに前条の例によつて当選人を定めなければならない。

4 選挙管理者は、第2項の期間満了の日の翌日当選人の住所及び氏名並びに理事、監事又は総代の別を公告しなければならない。前項の規定により変更があつたときも同様とする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第4項中「理事、監事又は総代」とあるのを「理事又は監事」に改めること。

(就任)

第18条 当選人は、前条第4項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選挙が知事の認可を停止条件とする場合は認可のあつた日の翌日のいずれか最も遅い日に役員又は総代に就任するものとする。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、「役員又は総代」とあるのを「役員」に改めること。

(再選挙)

第19条 当選人がない場合、所定の員数に満たない当選人しか得られない場合（第17条第3項の規定により当選人を定めることができる場合を除く。）又は有効投票数が投票権者総数（総代の選挙にあつては、選挙区ごとの投票権者総数）の5分の1に達しない場合には、不足する員数についての再選挙を直ちに行なわなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項中「(総代の選挙にあつては、選挙区ごとの投票権者総数)」とあるのを削ること。

(役員又は総代の欠けた場合の繰上補充)

第20条 役員又は総代の欠員が当該役員又は総代の選挙の期日から6箇月以内に生じた場合において、平均当選得票数の6分の1以上の得票数を得た者で当選人とならなかつたものがあるときは、組合長は、第16条の例により、当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第17条及び第18条の規定を準用する。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、見出し及び本文中「役員又は総代」とあるのを「役員」に改めること。

(補欠選挙)

第21条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定の例により当選人を定めることができることを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。

ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員が生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、理事が4人以下、監事が1人となつたときを除き、次の総会又は総代会まで、補欠選挙を行わないことができる。

2 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の3分の1未満であるとき又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前3月以内であるときは、総代の総数が30人未満となつたときを除き、補欠選挙を行わないことができる。

3 前2項の場合には、前条までの規定を準用する。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項中「又は総代会」を削り、第2項を削り、第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とすること。

附表第1

投 票 区	投 票 所	開 票 所

附表第2

選 挙 区	総 代 定 員

【定款附属書】

〇〇農業共済組合役員選任規程

(役員選任総会の期日)

第1条 役員の任期の満了による選任は、役員の任期満了の日の60日前から7日前までの間に行なう。

2 第7条の規定による再選任又は第8条の規定による補欠選挙は、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なう。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の議決によつて選任する。

2 前項の議決は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

3 定款第32条第2項において準用する定款第24条第2項本文後段の規定は、第1項の規定による役員の選任については、適用しない。(選任議案の提出)

第3条 役員の選任に関する議案は、組合長が総会に提出する。

2 組合長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の組合員であつてその区域内に住所を有するこの組合の組合員を代表するものとして選ばれた者をもつて構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

3 2人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

(候補者の承諾)

第4条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員の候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、本人の承諾を得ておかななければならない。

(役員の候補者にすることのできない者)

第5条 次に掲げる者は、役員の候補者とすることができない。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 破産者で復権のできない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(通知及び公告)

第6条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選任が知事の認可を停止条件とする場合は認可のあつた日の翌日のいずれか最も遅い日に、役員に就任するものとする。

(再選任)

第7条 被選任者が第5条第2号から第4号までの一に該当することとなつたこと若しくは死亡したことによつて選任すべき役員の数に達しなかつた場合又は法第142条の7の規定による決議の取消しの結果、被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなつた場合は、その不足の員数につき再選任を行なわなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(補欠選任)

第8条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わ

なければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、理事が4人以上、監事が1人となつたときを除き、次の総会又は総代会まで補欠選任を行わないことができる。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、第1項中「又は総代会」を削ること。

別表

○ ○ ○ 地 区
○ ○ ○ 地 区